

日本社会薬学会 学術研究に係る利益相反規程

(目的)

第1条 日本社会薬学会は、その活動において高度な倫理性に基づく高度な社会的責任が付託されていることに鑑みて、本学会会員及び関係者が行う学術研究活動の公正性と信頼性を確保し、利害関係が想定される対象との関わりにおいて適切な対応と管理を行うため、この規定を定める。

(利益相反の定義)

第2条 この規定において、利益相反とは、研究者が本学会における学術研究活動を行うに際して、外部との経済的利益関係等によって、不断に求められる公正かつ適正な判断が損なわれる、若しくは損なわれるのではないかと第三者から懸念されかねない状態をいう。

(本規定の適用対象と範囲)

第3条 本規定の適用対象となる者は、本学会及び本学会が関係する機会において、学術研究活動を行う本学会の会員並びに本学会関係者とする。

2 本規定の適用範囲は、以下の各号に掲げる本学会に関連する学術研究活動とする。

- 1) 本学会が主催する年会で発表・講演を行う場合
- 2) 本学会が主催するフォーラム等で発表・講演を行う場合
- 3) 本学会が発行する会誌で発表を行う場合
- 4) 本学会会員又は関係者であることを前提とした著述を行う場合

3 本規定の適用対象となる本学会会員並びに本学会関係者は、前項における学術研究活動を行うに際して、本規定に定める利益相反関係について申告しなければならない。

(申告又は開示すべき内容)

第4条 前条に規定する学術研究活動を行う場合において、研究者が開示すべき義務を負う利益相反状態は、当該学術研究内容に関連する企業あるいは団体に係るものに限定し、以下の各号に掲げる内容とする。

- 1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上
- 2) 株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
- 3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間100万円以上
- 4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席(講演・座長)等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業または団体からの年間合計が50万円以上
- 5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上
- 6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金(指定寄付金)については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上
- 7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、

- 1つの企業・団体から支払われた総額が年間10万円以上
- 8) 企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合
 - 9) 企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合
 - 10) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上

（申告・開示の方法）

第5条 本規定が適用される利益相反の申告及び開示の方法は、以下の各号に定めるものとする。

- 1) 本学会が発行する会誌で発表を行う場合は、会誌の投稿規程に従うものとする。
- 2) 本学会学術集会、公開講座等において発表・講演を行う場合は、抄録等の提出時に責任発表者または講演者の過去1年間における利益相反関係の有無を様式に従って明らかにする。
また、発表・講演実施時に明らかにすべき利益相反状態については、発表スライドの最初又は最後に明らかにする。
- 3) その他、本条において規定していない利益相反関係の申告・開示については、本学会の幹事会の審議に委ねるものとする。

（本規程の改廃）

第6条 本規程の改廃は、総会の決議をもって行うものとする。

附則

- 1 本規程は平成29年9月23日から施行する。